議案第159号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年6月13日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、本市の都市公園において、都市のにぎわいと活力の創出に寄与する催しの実施及び公園の魅力を高める民間活力を導入した公園施設の設置を促進するため、公園使用料等について新たな区分を設ける等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「行為」の次に「(第3号に掲げる行為にあつては、 規則で定める公園で行うものに限る。)」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 物品販売,飲食の提供,宣伝等を主な内容とする催し又は興行のために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

第14条第1項中「を設置し、又は管理する」を「の設置又は管理の許可を受けた」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公園の魅力を特に高めると認められる公園施設を設置し、又は管理する者を公募により決定する場合は、普通財産の貸付料の額の算定方法の例により 算出した額を最低額とし、当該公募において決定した者が応募時に提案した額を勘案して、 市長が定める額の使用料を徴収する。

第18条中「公園を占用する」を「法第6条第1項の許可(第4条第1項第3号に掲げる行為に伴う占用に係るものを除く。)を受けた」に改める。

別表第1の3業として映画を撮影するものの項の次に次のように加える。

物品販売,飲食の提供,宣伝等を主な 内容とする催し又は興行を行うもの 1平方メートル 1日 定める額 別表第1の3運動会,展示会,博覧会その他これらに類する催しを行うものの項中「運動会」を「競技会,集会」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の福岡市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第14条の規 定は、施行日以後に公園施設の設置又は管理の許可を受けた者に係る使用料について適用 し、施行日前に当該許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正後の条例第14条第2項に規定する公園施設に相当するものを設置し、又は管理する者として公募により決定され、当該公園施設の設置又は管理の許可を受けた者については、同項に規定する公募により決定されたものとみなす。この場合において、当該許可を受けた者に係る使用料の額は、施設の設置状況、従前の使用料の額との均衡その他の諸条件を勘案して、市長が定める額とする。